

別紙 1

令和7年度
沖縄物流デジタル技術活用推進事業
「物流デジタル・効率化展 2025」
企画制作・運営等業務委託
企画提案仕様書

令和7年8月

(公財) 沖縄県産業振興公社

1. 本仕様書について

本仕様書は、令和7年度沖縄物流デジタル技術活用推進事業「物流デジタル効率化展（仮称）」企画制作・運営等業務委託公募要領の「2 業務概要(3)」**別添 1** 企画提案仕様書の要件を記載したものである。

本仕様書は、企画提案における受託候補者決定のためのものであり、実際の契約時には変更する可能性がある。

2. 事業の概要等

(1) 「物流デジタル・効率化展 2025」の実施日等

① 実施日 令和7年12月3日(水)9:00-18:00

令和7年12月4日(木)9:00-15:00

※設営日：12月2日(火) 09:00-21:00（予定）

※撤去日：12月4日(木) 17:00-21:00

展示会終了後 21:00 迄に会場の現状復帰を完了させる事。

② 実施会場 沖縄セルラーパーク那覇（那覇市奥武山屋内運動場）

③ 実施内容 沖縄の物流の効率化を図るための機器等を展示し、広く県内企業に来場を呼び掛けることにより、自社の課題に直結するソリューションを提供する展示会を開催する。

また、必要に応じ展示会場内にセミナースペースもしくは商談スペースを設け、県内の物流に関する課題解決をテーマにしたミニセミナーや、出展者によるPRを行う。

④ 対象分野 物流関連業務の効率化に資する機器等（マテリアルハンドリング機器、サーバー機器、カメラ機器や AI を活用したロボット、受発注や配送車両管理を行うシステム、その他デジタル化に資するソフトウェア等）

⑤ 出展小間数（予定） 32 小間

（うち、一般商談ブース 24 小間、大型展示ブース 6 小間、主催者ブース 2 小間）

⑦ 来場者数（目標） 500 名（2 日間延べ数）

⑧ 小間仕様（見積作成用）

a. 一般商談ブース：9 m²

基本備品：バックパネル、商談テーブル 2、展示テーブル 1、椅子 4、
2 口電源（100v×2）、社名板 1

b. 大型展示（デモ）ブース：100 m²

基本備品：商談テーブル 2、椅子 2、ベルトパーテーション^{※1}

2 口電源（100 v × 2^{※2}）、社名板 1

※大型展示のデモスペース確保するためにベルトパーテーションを使用する想定で個数を見積もってください。ベルトパーテーション以外の有効な仕切りがあれば、提案可とします。

※2 デモ展示の機器によっては、200v の常時供給または充電が必要な場合があります。

c. 主催者ブース（相談コーナー）9 m²

基本備品：商談テーブル2、椅子4、2口電源（100V×2）、社名版1

※バックパネルについては、一般商談ブースは必須とし、大型展示ブース及び主催者ブースについては、提案の範囲とします。

■出展ブース（仮）

出展カテゴリ	ブース設置 予定数	出展想定ソリューション
（一般商談ブース） 輸配送ソリューション	6	デジタコ、運行管理、動態管理、配車計画等
（一般商談ブース） 倉庫内作業効率化等	14	RFID、HHT、フリーローラー駆動ユニット、 仕分けセンサー、等
（一般商談ブース） オフィス作業効率化	4	WMS、RPA 等
主催者ブース(相談ブース)	2	物流デジタル技術補助金申請相談ブース 物流なんでも相談窓口
大型展示(デモ)スペース	6	作業ロボット、無人搬送機、計量カート等

※上記は出展者の状況により、フレキシブルに対応していただきます。

【留意点】

- ・一般商談ブースについては、基礎小間を 9 m²で設定しますが、展示品の大きさにより複数小間を1社が希望する場合も想定されます。展示品はテーブルに乗るタイプから、小型であっても床置きで動かすタイプが想定されるため、出展者が自社の小間内で備品を自由に動かせることが望ましいです。
- ・大型展示（デモ）スペースについても、重量制限範囲内であれば、展示物の大きさは問いません。小間内を自由に動かし、機器を効果的に演出できることが望ましいため、実際には大きさや形状など柔軟な対応が求められます。

なお、会場となる沖縄セルラーパークは人工芝のため、ブース施工前にポーターフローを敷き詰め、その上に展示ブースを施工します。ポーターフローは波型形状の凹凸があるため、走行等のデモが必要な機器に関しては、滑らかな走行にするための床養生が別途必要になります。その場合、効果的効率的な養生方法について、その機能及び費用とともに、ご提案ください。

【ポーターフロアの波型形状の凹凸】



※沖縄セルラーパークの重量制限：定点あたり 500kg（ポーターフロア）、搬入口
高さ 330cm×幅 380cmのため、規定の範囲内で出展物を募集・選定します。

- ・主催者ブースは、対面で相談ができるようなレイアウトで設定してください。
- ・展示スペースとは分離し、下記セミナースペースを確保してください。
講師側：テーブル・椅子・マイク・プロジェクター・スクリーン
聴衆側：椅子のみ（40脚）
- ・その他、主催者の総合窓口（テーブル2，椅子4）を配置してください。

(2) 委託内容は下記のとおり

- ① 沖縄セルラーパーク内のポーターフロア敷き詰め～ブース施工～現状復帰までの一連の会場施工業務
 - ② 「物流デジタル効率化展（仮称）の制作及び運営に係る企画、各種準備事務、印刷物作成等
 - ③ 運営上必要とされる出展者向けマニュアルの作成
 - ④ 出展者からの問い合わせ対応への協力（問い合わせ窓口は公社が担うが、施工や備品等の問い合わせがあった場合、公社担当を経由して対応すること）
 - ⑤ 基本装飾以外のオプション品等にかかる出展者との調整・別途受注業務（弁当手配やオプション備品等、出展にあたり公社が提供するもの以外に要すると想定される物品等の、見積・請求等の直接やりとり）
 - ⑥ 会場使用上の調整等に係る業務
 - ⑦ 会場設営及び装飾に関するレイアウトやデザイン、必要機材及び人員の提案と手配
 - ⑧ 運営上必要とされる要員の手配（誘導・案内スタッフ等）
 - ⑨ 印刷物（広報活動資料（ポスター・チラシ）や展示会案内パンフ等）の作成
 - ⑩ 出展者及び来場者向けアンケートに係る業務全般（配布・実施・集計・分析）
 - ⑪ 成果物（完了報告書等）の作成
 - ⑫ その他、公社と協議の上、業務遂行に必要とされる業務
※会場の借上に係る支払関連業務及び、予約は公社にて対応
（但し、運営上必要と思われる会場との交渉及び、打ち合わせ等は担当する事）
- (3) その他効果的と認められる方法
上記のほか、必要に応じて本事業の目的を達するために必要な提案、事業効果を高める提案を行うこと。
- (4) 実施報告書の提出
仕様書に基づく制作業務等に関する実施報告書を事務局へ提出すること。

3. 注意事項

提案内容については、下記の点に留意すること。

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書と異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 本委託業務の各経費に付いては、下記の委託事業事務処理マニュアルを順守すること。
経済産業省の委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月）に準じること。
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

4. 予算に関する要件

- (1) 本委託業務に係る予算は 5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。
なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。
また、公社の指示にて手配した実数に応じ、金額の変動があり得る。
- (2) 予算項目の流用は 20% の範囲内とする。
ただし、やむを得ない事情等により予算項目の流用が 20% を超える場合は、事前に公社と協議の上、その承認を得るものとする。

5. 業務の実施状況に関する事項

- (1) 事業の進捗状況公社から問い合わせがあった場合には速やかに報告すること。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

6. 瑕疵担保責任

実行委員会事務局への引き渡し日から起算して 1 年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の補修を行うこと。

7. 著作権等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権（知的財産権全般）を、実行委員会に無償で譲渡するものとする。
但し、委託前から受託業者の構成者が権利を有する著作物及び、第三者が権利を有する著作物及び、第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に実行委員会事務局の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、実行委員会の同意を得なければ、著作権法第 18 条ないし第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本事業作成物で使用する文章、写真、図版などは全て実行委員会での利用及び実行委員会が沖縄県の産業振興等に資すると判断した上で、第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (5) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

8. 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下、「再委託」という。）は、公社への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1／2を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3) 再委託の条件

- ①委託者が第三者へ再委託する場合は「再委託の理由書」を実行委員会事務局へ提出しその内容の承認を経て、「再委託契約書」を実行委員会事務局へ事前に提出するものとする。
- ②受託者は公社より、上記①の「再委託」を承認された場合は、最終的な精算書への「再委託分の一般管理費」の計上はしないものとする。

9. その他留意事項

- (1)業務の遂行にあたっては、公社と随時協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2)本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、実行委員会事務局と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。